

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第41号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年香川県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(試験) 第1条 略</p> <p><u>2 前項に規定する場合において、直近の試験に係る製菓衛生師試験受験願書を知事に提出したことを証する書類を同項の製菓衛生師試験受験願書に添えて提出するときは、同項の規定にかかわらず、同項第1号の受験資格証明書の添付を省略することができる。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(試験) 第1条 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する製菓衛生師試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、製菓衛生師試験受験願書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 (1) 受験資格証明書（法第5条第1号若しくは第2号又は附則第2項に該当する旨を証する書類） (2) 写真（出願前3箇月以内に、無帽で正面向の上半身を撮影した名刺型のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）</p> <p>2 略</p>

香 川 県 証 紙 欄
（消印してはならない。）

製菓衛生師試験受験願書

年 月 日

香川県知事 殿

受 験 者 住 所

（ふりがな）

氏 名

電話番号

製菓衛生師法第4条第1項に規定する製菓衛生師試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

注 次の書類を添付すること。

- (1) 製菓衛生師法施行細則第1条第1項各号に掲げる書類
- (2) 試験科目のうち「製菓理論及び実技」の免除を申し出る場合にあっては、菓子製造に係る技能検定（菓子製造技能士）1級又は2級の合格証書の写し

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香 川 県 証 紙 欄
（消印してはならない。）

製菓衛生師試験受験願書

年 月 日

香川県知事 殿

受 験 者 住 所

（ふりがな）

氏 名

電話番号

製菓衛生師法第4条第1項に規定する製菓衛生師試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。